

都市経営研究科長期履修制度（博士後期課程）の概要

1. 趣旨

職業を有し特に多忙等の事情により、標準修業年限（博士後期課程3年）での教育課程での履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することにより学位を取得できる制度。

2. 手続きの前に

指導（予定）教員に相談し、指導（予定）教員の承諾を得なければならない。

3. 申請資格

次のいずれかに該当する者。

- (1) 職業を有し、就業し、特に多忙等の理由が認められる者
ア. 新入生の場合は、平均よりも多忙等の理由で、標準修業年限での履修が困難な者
イ. 在生の場合は、入学時よりも多忙等の理由で、標準修業年限での履修が困難な者
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他、相当に理由があると研究科長が認める者

4. 長期履修期間

在学年限（6年）の範囲内で、1年単位で定めることができる。
長期履修期間は、これを延長することはできない。

- (1) 新入生
4年又は5年もしくは6年で、入学前に認められた履修期間。
- (2) 在生
標準修業年限から、既に修業した期間を差し引いた期間の2倍に相当する年数以内。
最終学年および標準修業年限を超えた学生は、申請することができない。

5. 期間短縮申請

履修期間中に申請事由の解消等状況の変化が生じた場合、指導教員の承諾を得たうえで、長期履修期間を短縮することができる。

6. 授業料

長期履修学生から徴収する授業料の額は、長期履修期間に限り、授業料の年額に標準修業年限を乗じて長期履修期間の年数で除した額とする。

7. 申請手続

長期履修を希望する者は、指導（予定）教員の承諾を得たうえで、所定の期日までに必要書類を提出すること。

- (1) 申請期日
新入生は、指導（予定）教員の承諾を得たうえで研究科が指定する日、在生は、毎年度2月末日とする。
- (2) 申請書類
「長期履修願」、「長期履修・研究計画書」、「長期履修が必要であることを証明する書類」

長期履修制度についての詳細は、都市経営研究科事務室（杉本キャンパス）にお問合せください。

<提出書類請求及び問合せ先>

大学院都市経営研究科事務室（杉本キャンパス）

TEL 06-6605-3508

Email gr-kyik-gsum-apply@omu.ac.jp